



シニア向け 情報

デイサービスを 利用してみませんか

あけましておめでどうございませす。まだまだ寒い季節が続きますが、新年を迎えて気持ち新たに、楽しいことを始めてみませんか。

デイサービスセンターでは、ご自宅までの送迎、健康チェック、入浴、食事など1日が快適に過ごせるようお手伝いをします。大正琴や、ハーモニカの演奏会、民舞やお抹茶の会、誕生日会など一年を通してさまざまなレクリエーション、季節のイベントをご用意しています。

また、普段介護されているご家族の負担を軽減することも目的の一つであり、皆さまがゆとりを持った生活ができるよう取り組んでいます。

利用日 月～金曜(祝日・年末年始を除く)

※見学は午前10時から午後3時の間であれば随時可能です。お気軽にお問い合わせください。

ところ 在宅老人デイサービスセンター(西公民館1階)

対象 次の認定を受けた方

- 要介護1・2・3
- 要支援1・2

利用料

- 自己負担金(介護度等により変わります)
- 食材料費(1食500円)
- 機能訓練等材料費(月額500円)

問合せ先 在宅老人デイサービスセンター
☎(443)0552



●ティッシュカバーケースを作りました♪

シルバー人材センター からのお知らせ

●消毒作業会員募集

庭木の消毒作業に興味のある60歳以上の方を募集します。

●新規入会説明会

とき 1月9・23日(水)
午前10時から1時間程度

ところ

総合福祉センター 高齢者生きがい活動センター内 2階会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上で町内在住の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター
☎(443)1680

要介護認定高齢者の方へ 「障害者控除対象者認定書」 を交付しています

本人または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や町民税・県民税の所得控除を受けることができます。また、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日に次の全ての要件を満たす方に対し、申請により確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象

- ・65歳以上の方で、要介護1から5のいずれかの認定を受けている方

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けていない方
- ・介護保険の認定調査票での日常生活自立度の判定が、一定基準(下表のとおり)である方

申請に必要なもの 印鑑、申請者の身分を証明するもの

認定基準日 所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効な要介護認定時の認定調査票をもとに認定します。

※対象の方が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします。

問合せ先 役場 民生課

内線 115・158

1月の公民館ロビー展示

きり絵展

1月4日(金)～12日(土)

●きり絵ゆうゆうクラブ

婦人会書き初め大会作品展

1月19日(土)～31日(木)

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

障害者	①知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ認知症高齢者自立度Ⅱa以上の方
	②身体障害者(3級～6級)に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ障害高齢者自立度A以上の方
特別障害者	①知的障害者(重度)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ認知症高齢者自立度Ⅲa以上の方
	②身体障害者(1級～2級)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度B以上の方
	③ねたきり老人	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6カ月以上継続する方

※障害高齢者自立度および認知症高齢者自立度は、原則として認定調査結果の日常生活自立度による。

西條防災コミュニティセンターをご利用ください!!

西條防災コミュニティセンターは町内在住の方であれば、誰でもご利用できます。駐車場や駐輪場、給湯設備もあり、さまざまな用途でお使いいただくことができます。詳しくは町ホームページをご覧くださいか、企画課へお問合せください。



●多目的ホール(114.22m²)

音響設備もあり、踊りやダンスの練習にご利用いただけます。

問合せ先 役場 企画課 内線163



●和室(10畳×3部屋)

子育てサークルや勉強会などにご利用いただけます。